

様式第27(第21条関係)

太わく内を記入してください。

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 変 更 届 書				年 月 日
鹿児島市保健所長 殿				管理者住所 管理者氏名
次のとおり診療用エックス線装置を変更したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。				
名 称		変 更 前	変 更 後	
所 在 地				
変 更 年 月 日	年 月 日			
理 由				

年 月 日 決 裁					
所 長		課 長		係 長	
受 理 番 号	第	号	受 理 年 月 日	年	月 日

保 受 健 付 所	
-----------------	--

施設	名 称				
	所 在 地	鹿児島市			
装置に関する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	台 数				
	定 格 出 力	連 続 短時間 蓄放式			
	用 途				
従事する者に 関する事項	氏 名	年 齢	職 種	エックス線診療に関する経歴	
エックス線装置の エックス線障害の防止に関する 構造設備の概要	エックス線管の容器及び 照射筒のエックス線量				
	付 加 る 過 板				
	透 視 装 置	透 視 中 の 患 者 へ の 入 射 線 量 率			
		警 告 音 等 を 発 す る タ イ マ ー		有・無	
		焦 点 皮 膚 間 離 隔 装 置 又 は イン タ ー ロ ッ ク		有・無	
		エ ッ ク ス 線 照 射 野 絞 り 装 置		有・無	
		受 像 器 通 過 エ ッ ク ス 線 の 空 気 カ ー マ 率			
		最 大 照 射 野 を 3cm 超 え る 部 分 を 通 過 し た エ ッ ク ス 線 の 空 気 カ ー マ 率			
		被 照 射 体 周 囲 の 散 乱 線 し ゃ へ い 装 置		有・無	
	撮 影 装 置 (胸 部 間 接 撮 影 装 置 を 除 く。)	エ ッ ク ス 線 照 射 野 絞 り 装 置		有・無	
		エ ッ ク ス 線 管 焦 点 皮 膚 間 距 離		cm	
		エ ッ ク ス 線 管 焦 点 及 び 患 者 と 操 作 位 置 の 距 離		m	
	胸 部 間 接 撮 影 装 置	エ ッ ク ス 線 照 射 野 絞 り 装 置		有・無	
		受 像 器 の し ゃ へ い (装 置 の 接 触 可 能 表 面 か ら 10cm に お い て 1.0マイクログレイ/ばく射以下)		有・無	
		被 照 射 体 周 囲 の し ゃ へ い (し ゃ へ い 物 か ら 10cm に お い て 1.0マイクログレイ/ばく射以下)		有・無	
治 療 装 置	ろ 過 板 が 引 き 抜 か れ た と き、エ ッ ク ス 線 の 発 生 を 遮 断 す る イン タ ー ロ ッ ク		有・無		

エックス線診療室の エックス線障害の防止に関する 構造設備の概要	建築物の構造		
	診療室の 防護物の 概要	しゃへい物	構造材 料 厚 さ
		しゃへい場所	
	天井		
	周囲の 壁	東	
		西	
		南	
		北	
		監視用窓	
	床		
	出入口の扉		
	その他の開口部		
	装置を 操作す る場所	操作室	有 ・ 無
		その他	
診療室画壁外側の 最大実効線量			
標 識		有 ・ 無	
エックス線診療室の エックス線障害の防止に関する 予防措置の概要	管理区域	管理区域を設ける場所	
		境界における線量	
		立入制限措置	
		標 識	有 ・ 無
敷地の 境界・ その他		注意事項の掲示	有 ・ 無
		敷地内居住区域及び境界の実効線量(250マイクロシーベルト/3月)	超えない ・ 超える
		入院患者の被ばく放射線(診療による被ばくを除く。)の実効線量(1.3ミリシーベルト/3月)	超えない ・ 超える
	取扱者の被ばく測定器具	ポケット線量計 フィルムバッジ アラームメータ その他()	